

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第150期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社横河ブリッジホールディングス
【英訳名】	Yokogawa Bridge Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第3四半期連結 累計期間	第150期 第3四半期連結 累計期間	第149期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	64,117	62,148	88,785
経常利益(百万円)	2,346	4,498	3,608
四半期(当期)純利益(百万円)	1,136	2,526	1,966
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,676	5,323	3,617
純資産額(百万円)	51,800	58,593	53,740
総資産額(百万円)	98,383	100,938	101,693
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	26.10	58.52	45.23
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	51.9	57.3	52.1

回次	第149期 第3四半期連結 会計期間	第150期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.57	17.33

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループの当第3四半期累計期間（平成25年4月1日～平成25年12月31日）における総受注高は、同期間として過去最高の691億9千万円（前年同期比8.6%増）となりました。

橋梁事業の受注環境については、第3四半期までの国内新設橋梁の発注量が前年同期を若干上回る中、その中心である国土交通省発注工事については多数の入札者が僅差で競い合う状況が依然続いており、また複数の工事に対し共通の技術提案を行う一括審査方式の採用もあって、受注会社が分散する傾向がみられました。このような中、当社グループは積極的な応札活動を展開した結果、新設橋梁では南三間橋（中日本高速道路）、琴平2号橋（北海道開発局）、利根川新橋（群馬県）など、保全事業では関門橋補剛桁補修（西日本高速道路）、京葉道路作草部高架橋拡幅（東日本高速道路）などを受注することができ、超大型工事の受注が相次いだ前期実績には届かなかったものの、橋梁事業の受注高は447億8千万円（同6.1%減）となり、545億円の受注目標に対する達成率は82%と順調に推移しました。

エンジニアリング関連事業については、システム建築事業は懸念された10月以降の消費税駆け込み需要の反動減も殆どみられず、また土木関連事業等の受注も加わったため、受注高は224億円（同51.9%増）とさらに伸長し、235億円の受注目標に対し95%まで達成しました。

先端技術事業についても、上期に引き続き順調に推移し、受注高は20億1千万円（同55.8%増）となり、20億円の受注目標を第3四半期の段階で達成することができました。

当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高は621億4千万円（同3.1%減）、営業利益は44億3千万円（同96.0%増）、経常利益は44億9千万円（同91.7%増）、四半期純利益は25億2千万円（同122.3%増）となり、同期間としての営業利益、経常利益、四半期純利益はそれぞれ過去最高となりました。以下セグメント別に記載します。

(橋梁事業)

橋梁事業の売上高は407億6千万円（前年同期比10.1%減）と伸び悩みました。これは一部大型工事における工程のずれ込みと、全国的な機材不足・人手不足に起因する橋梁下部工の遅れ等が鋼橋工事の工程にも波及していることが主な原因であり、現場工事の施工高が前年同期を下回る状況が続いています。一方損益については、資材価格の上昇等の影響が徐々に拡大しつつあるものの、第2四半期までの損益改善もあって利益率は下げ止まり、セグメント利益は29億7千万円（同73.4%増）と大幅な増益となりました。

(エンジニアリング関連事業)

エンジニアリング関連事業は第3四半期においてもシステム建築事業を中心に好調な業績を継続することができました。そのためセグメント全体で増収増益となり、売上高は188億7千万円（前年同期比9.7%増）、セグメント利益は15億9千万円（同51.4%増）となりました。

(先端技術事業)

先端技術事業の売上高は前年度下期からの受注の回復により18億9千万円（前年同期比115.1%増）と大きく増加しました。セグメント利益は2億7千万円（前年同期は1億6千万円の損失）となり、通期のセグメント利益の黒字化を確実なものとすることができました。

(不動産事業)

不動産事業は、当社グループ保有の不動産を賃貸資産として運用しています。売上高は、6億2千万円(前年同期比11.0%減)となり、セグメント利益は、3億1千万円(同8.0%減)となりました。

当社グループは当期を初年度とする第3次中期経営計画において事業区分の見直しを行ったため、第1四半期より報告セグメントを変更しています。

変更前：橋梁事業、建築環境事業、先端技術事業、不動産事業

変更後：橋梁事業、エンジニアリング関連事業、先端技術事業、不動産事業

そのため、比較のための前年同期の受注高、売上高及びセグメント利益を変更後の区分方法により組替えています。各セグメントの製品・サービスの詳細については「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照下さい。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ7億5千万円減少し、1,009億3千万円となりました。流動資産は639億9千万円となり、前連結会計年度末に比べ13億3千万円減少しました。その主な要因は、工事代金が順調に入金したことにより「受取手形・完成工事未収入金等」が減少し、その結果増加した「現金預金」を仕入債務の支払と借入金の返済に充当したためです。

固定資産は369億4千万円となり、前連結会計年度末に比べ5億8千万円増加しました。その主な要因は、保有していた賃貸用不動産の売却により有形固定資産が減少したものの、株式市場の回復に伴い「投資有価証券」が増加したことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ56億円減少し、423億4千万円となりました。その主な要因は、仕入債務の支払により「支払手形・工事未払金等」が減少したこと、および借入金を返済したことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ48億5千万円増加し、585億9千万円となりました。その主な要因は、当期純利益を計上したこと、および株式市場の回復に伴い、「その他有価証券評価差額金」が増加したことによるものです。この結果、自己資本比率は57.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

Y B H Dグループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の各事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立するとともに、新たな事業分野を開拓してグループの成長・拡大を図り、Y B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

今後も、Y B H Dグループは、社会資本の整備・保全等を担う企業グループとして、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、各事業分野において顧客からの高水準な要求に耐えうる高度な技術力・施工能力、安全・品質の維持・管理能力、それらを支える優れた人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業の継続・拡大のため効率的に配分されるべき経営資源および健全財務の経営力等、Y B H Dグループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為(以下、大規模な買付行為といえます)があった場合においても、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定すべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、Y B H Dグループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、Y B H Dグループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、Y B H Dグループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解したうえで、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならぬと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、Y B H Dグループへの信頼を高め、またY B H Dグループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様の共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様にそれに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様がY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代替案等を比較し大規模な買付行為等に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えてY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上に努めております。

a. 中期経営計画の推進

Y B H Dグループは、平成25年3月に、平成25年度を初年度とする、3カ年の第3次中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築すること、また、新規事業開発室を設置し新規事業に取り組むことを基本方針とし、その具体的な取り組みとして、社会インフラ整備への貢献、エンジニアリング関連事業の強化、筋肉質で強固な企業基盤に向けた整備ならびに新規事業開発へ着手、という4つの事業戦略に取り組むことといたしております。

b. 持株会社化による経営体制の強化

Y B H Dグループは、持株会社としてグループ内事業会社の経営管理を行う当社のほか、株式会社横河ブリッジ、横河工事株式会社、株式会社横河システム建築、株式会社横河住金ブリッジ、株式会社横河製所、株式会社横河技術情報、株式会社横河ニューライフ、株式会社ワイ・シー・イーの計9社から構成され、この体制のもと、「選択と集中」による経営資源の効率的配分および各事業領域の調整・拡大等を含め、グループの経営計画を迅速に意思決定し、計画目標達成に向け一層の努力を重ねております。現在、Y B H Dグループは、業容拡大・成長を旨として全力を挙げて邁進しており、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図っているところであります。

c. 内部統制の充実化

Y B H Dグループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重をさらに徹底し、有効な内部統制の確立等と併せて経営品質の向上を図っていくことにしております。

独占禁止法をはじめ国内外全ての法令を遵守し、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y B H Dグループ企業行動憲章」の完全実施を行っております。さらに、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令遵守のもと業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制を整え、実行しております。Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、基本方針に基づいて、平成21年6月26日開催の第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策。以下、本プランといいます）の継続を議案として決定し、平成24年6月28日開催の当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしました。なお、本プランの有効期間は、平成27年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、（ ）当社の株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、または（ ）当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といいます）を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社は、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様のご判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための株主総会の開催に必要とする時間が不足すると当社取締役会が認める場合など限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為をY B H Dグループの企業価値および株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容としていたします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成24年5月14日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照下さい。

上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

a. 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

- b. 当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア. 買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、そのうえで株主に対する説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。

イ. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含めY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、Y B H Dグループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第148回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより継続されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。

エ. 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

オ. 第三者専門家の意見を取得すること

本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関しての判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

カ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（４）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は1億6千万円です。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,564,802	45,564,802	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	45,564,802	45,564,802	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	45,564,802	-	9,435	-	9,142

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,395,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,596,000	42,596	-
単元未満株式	普通株式 573,802	-	-
発行済株式総数	45,564,802	-	-
総株主の議決権	-	42,596	-

(注)「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が173株含まれています。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社横河ブリッジ ホールディングス	東京都港区芝浦四丁 目4番44号	2,395,000	-	2,395,000	5.25
計	-	2,395,000	-	2,395,000	5.25

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	16,230	7,127
受取手形・完成工事未収入金等	42,259	39,107
有価証券	1,487	11,614
たな卸資産	1,037	1,168
その他	4,364	5,033
貸倒引当金	48	56
流動資産合計	65,330	63,994
固定資産		
有形固定資産		
土地	11,949	10,182
その他(純額)	8,741	8,371
有形固定資産合計	20,690	18,554
無形固定資産	977	889
投資その他の資産		
投資有価証券	11,582	15,920
その他	3,160	1,621
貸倒引当金	48	39
投資その他の資産合計	14,694	17,501
固定資産合計	36,362	36,944
資産合計	101,693	100,938

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	17,802	15,112
短期借入金	¹ 1,500	-
1年内返済予定の長期借入金	5,000	1,008
未払法人税等	1,498	1,431
未成工事受入金	3,720	3,842
工事損失引当金	5,019	3,830
賞与引当金	1,639	948
その他の引当金	112	73
その他	1,805	1,829
流動負債合計	38,097	28,077
固定負債		
社債	-	2,500
長期借入金	1,723	3,500
退職給付引当金	6,950	7,127
役員退職慰労引当金	595	659
その他	586	480
固定負債合計	9,855	14,268
負債合計	47,953	42,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,435	9,435
資本剰余金	10,089	10,089
利益剰余金	35,278	37,391
自己株式	1,269	1,286
株主資本合計	53,533	55,629
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,815	4,565
土地再評価差額金	2,329	2,369
その他の包括利益累計額合計	514	2,196
少数株主持分	721	767
純資産合計	53,740	58,593
負債純資産合計	101,693	100,938

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	64,117	62,148
売上原価	56,874	52,595
売上総利益	7,242	9,553
販売費及び一般管理費	4,979	5,117
営業利益	2,263	4,435
営業外収益		
受取利息	17	9
受取配当金	168	182
その他	122	97
営業外収益合計	309	288
営業外費用		
支払利息	88	68
為替差損	5	-
コミットメントフィー	42	57
前受金保証料	20	27
持分法による投資損失	20	6
団体定期保険料	31	31
その他	16	33
営業外費用合計	225	225
経常利益	2,346	4,498
特別利益		
固定資産売却益	-	87
投資有価証券売却益	-	101
会員権売却益	19	-
その他	0	-
特別利益合計	19	189
特別損失		
固定資産処分損	3	11
減損損失	-	80
退職給付引当金繰入額	111	-
訴訟関連損失	-	49
その他	2	19
特別損失合計	118	161
税金等調整前四半期純利益	2,248	4,526
法人税等	984	1,953
少数株主損益調整前四半期純利益	1,264	2,572
少数株主利益	127	46
四半期純利益	1,136	2,526

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,264	2,572
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	411	2,750
その他の包括利益合計	411	2,750
四半期包括利益	1,676	5,323
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,548	5,277
少数株主に係る四半期包括利益	127	46

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行8行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。</p> <p>これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p>		<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。</p> <p>これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p>	
当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	17,000百万円	当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	14,800百万円
借入実行残高	1,500百万円	借入実行残高	-百万円
差引額	15,500百万円	差引額	14,800百万円

2. 偶発債務

前連結会計年度(平成25年3月31日)

当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)檜崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。当社グループは、これらの請求内容を慎重に検討いたしました結果、それぞれに対し当社グループの受注工事に係る損害賠償金の全額を支払いました。

国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件について、国土交通省が被請求の一部事業者の有する工事代金との相殺を行ったことにより、当該事業者が損害賠償金の全額を負担したため、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。

一方、旧JHは、平成20年12月19日に当社ならびに(株)横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提訴し、さらに民法第715条の使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。その後、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、損害賠償請求に係る案件は減ってきております。また、訴訟の状況につきましては、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟において旧JHの請求を一部認容する高裁判決が出されたことから、当社グループは当該判決に対し慎重に検討した結果、最高裁判所に上告し、また、民法第715条の使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟においても旧JHの請求を一部認容する地裁判決が出されたことから、当社グループは当該判決に対しても慎重に検討した結果、東京高等裁判所に控訴いたしました。

今後、本件への対応を慎重に検討してまいります。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

訴訟関連損失

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社グループは、平成20年5月に国土交通省から、また同年6月に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償請求を受け、当社グループの受注案件に係るものについては直ちに支払を完了しましたが、同年12月、旧JHは他の案件の損害賠償金について、東京高等裁判所ならびに東京地方裁判所に提訴し、当社グループの連帯債務の履行を求めてまいりました。一部の案件については最高裁に上告するなど訴訟が長期化していましたが、今般それぞれの案件の判決が確定したため、弁護士費用等も含めた訴訟関連の損失49百万円を特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,019百万円	979百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	196	4.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	194	4.50	平成24年9月30日	平成24年11月29日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	237	5.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	215	5.00	平成25年9月30日	平成25年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	エンジニア リング関連 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	45,342	17,198	879	697	64,117	-	64,117
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	45,342	17,198	879	697	64,117	-	64,117
セグメント利益又は損 失()	1,718	1,054	166	342	2,949	685	2,263

(注)1. セグメント利益の調整額 685百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	エンジニア リング関連 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	40,764	18,871	1,891	620	62,148	-	62,148
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	40,764	18,871	1,891	620	62,148	-	62,148
セグメント利益	2,979	1,595	278	315	5,169	733	4,435

(注)1. セグメント利益の調整額 733百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、報告セグメントを「橋梁事業」、「建築環境事業」、「先端技術事業」および「不動産事業」の4区分としていましたが、平成25年度を初年度とする第3次中期経営計画を策定したことを受け、第1四半期連結会計期間より「橋梁事業」、「エンジニアリング関連事業」、「先端技術事業」および「不動産事業」の4区分に変更しています。

第3次中期経営計画において、事業戦略の一つとして「エンジニアリング関連事業の強化」を掲げ、橋梁事業以外の鋼構造物事業の拡大を目指していくこととしました。それに伴い従来の「建築環境事業」を「エンジニアリング関連事業」に名称変更し、トンネル用セグメントなどの土木関連事業を「橋梁事業」から「エンジニアリング関連事業」に移行したものです。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しています。

それぞれの製品・サービスは以下のとおりです。

橋梁事業

新設橋梁の設計・製作・現場施工
既設橋梁の維持補修・保全
橋梁周辺事業としての鋼構造物・P C構造物・複合構造物の設計・製作・現場施工

エンジニアリング関連事業

システム建築（商品名：y e s s 建築）の設計・製作・現場施工
トンネル用セグメントなどの土木関連工事の設計・製作
海洋構造物・港湾構造物の設計・製作
可動建築システム（商品名：Y M A）の設計・製作・現場施工
超高層ビル鉄骨等の現場施工
P C構造物の設計・製作・現場施工
太陽光発電システムの現場据付
水処理装置（商品名：アクオン、パラクリンなど）の設計・製作・現場据付
鋼板遮水システムの設計・製作・現場施工

先端技術事業

液晶パネル製造装置等向けの高精密フレームの構造解析・設計・製缶・精密加工
その他の構造解析、情報処理、ソフトウェアの開発および販売

不動産事業

不動産賃貸事業、人材派遣業

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	26円10銭	58円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,136	2,526
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,136	2,526
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,548	43,177

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得および取得終了

当社は、平成25年12月24日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施し、平成26年1月6日(約定日平成25年12月26日)の取得をもって終了しています。

1. 自己株式の取得を行った理由

瀧上工業株式会社との業務資本提携解消等に伴い、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

2. 自己株式取得に関する決議内容

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 330,000株(上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成25年12月25日～平成26年1月31日 |

3. 平成26年1月1日以降、取得した自己株式は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 取得株式数 | 300,000株 |
| (2) 取得価額 | 416,700,000円 |
| (3) 取得日 | 平成26年1月6日(約定日平成25年12月26日) |
| (4) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け |

2【その他】

平成25年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額.....215百万円
(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成25年11月28日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

株式会社横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 昌志 印

業務執行社員 公認会計士 坂本 雄毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社横河ブリッジホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。